

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：柳津町 柳津町議会 柳津町農業委員会 柳津町選挙管理委員会  
柳津町監査委員会 柳津町教育委員会

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.3%
全職員	79.9%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	100.3%
本庁課長補佐相当職	101.8%
本庁係長相当職	100.3%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	106.8%
26～30年	82.9%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	102.1%
6～10年	102.4%
1～5年	97.1%

#### 【説明欄】

- 2(1)のうち「本庁部局長・次長相当職」および2(2)のうち「36年以上」については、それぞれ該当する職員が存在しない。
- 2(2)のうち「21～25年」および「16～20年」については、それぞれ一方の性別のみ該当する職員が存在しない。
- 全職員のうち、主に会計年度任用職員で構成される「任期の定めのない常勤職員以外の職員」が占める割合は、男性で28.2%、女性で59.6%であり、任期の有無それぞれで比較した場合と比べて差異が大きくなる要因となっている。
- 2(2)のうち「26～30年」の区分については、男性については全員課長相当職や課長補佐相当職の職員で構成されている一方、女性については係長相当職の技能労務職員が50.0%を占めている。これら技能労務職員は課長補佐相当職以上となることが無いため、差異が大きくなる要因となっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。